

2016年3月22日

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム

しなやかな著作権制度に向けて

—権利制限・利用許諾を中心に—

科学研究費補助金 基盤研究 (A) 平成 23～27 年度
「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」

研究プロジェクトと論文集の概要

金子敏哉 (明治大学法学部准教授)

中山特任教授、ありがとうございました。それでは続いて、私、司会の金子より、このシンポジウムおよび論文集の概要と、本日のシンポジウムの進行について若干ご説明を申し上げます。

先ほど中山特任教授より説明がありましたとおり、明治大学知的財産法政策研究所では、本日まで登壇の先生方やほかの先生方にご協力いただき、科研費による研究プロジェクト、「コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割」、長いので我々は内部的に「コ著作権」などと呼んでおりますが、このプロジェクトを進めてまいりました。その5年間の研究の成果のまとめとして、このたび信山社様より『しなやかな著作権制度に向けて—コンテンツと著作権法の役割』という論文集を、順調に行けばですけれども、2016年6月に刊行させていただくことを予定しております。

資料のプロジェクトに続く箇所、論文集に収録予定の論文の一覧を掲載させていただいております。論文集では、主に著作権、著作者人格権の内容、権利制限と利用許諾の制度設計のあり方に関わるものが、第一部としてまとめられております。それぞれの論文の内容はさまざまであり、各論的には意見が分かれている点もございますけれども、全体的には多種多様なプレイヤーとフィールドの変化に対応した柔軟性と明確性を適切に組み合わせた制度設計のあり方、つまり、しなやかな著作権制度に向けた考察を行うものであります。

第二部では「著作権法における実証と理論」という表題のもと、第一部のような解釈論、立法論をする上で、本来基礎となるべき実証的・理論的な分析を行う論文を収録しております。アジア各国における海賊版から正規版への移行過程、著作権教育についての分析、模倣の社会的意義の分析、あるいはキャラクターの類似性に関する調査。さまざまな非常に興味深いものがありますけれども、時間の都合上、詳細は差し控えさせていただきます。

本日は、この論文集に掲載予定の論文の中から第一部の3本の論文、上野先生による権利制限の一般規定についてのご論考と、私の同一性保持権についての解釈論上の提案、そし

て田中先生による最強の「ぼくのかんがえたさいきょうのちよくけんせいど」というタイトルのご論文。この 3 つの論文を基調講演とし、パネルディスカッションを通じて議論をしていきたいと考えております。

なお、本日のシンポジウムでは質問票を配布させていただいております。各基調講演に対してご質問やご意見をいただける場合には、それぞれの基調講演の欄にご記入の上、基調講演終了後の休憩時間中に所定の回収箱へのご提出をお願いいたします。いただいた質問票は司会が取りまとめの上、パネルディスカッションの際に適宜取り上げさせていただきます。ただし時間の都合上、質問の取りまとめは司会にご一任いただくとともに、すべて取り上げることはできない可能性もある点、ご了承をお願いいたします。第二部の最後に時間があれば、フロアとの質疑応答の時間も設けたいと考えております。

以上で説明を終わりました、第一部の基調講演に入りたいと思います。まず早稲田大学の上野達弘先生より「権利制限の一般規定 ―受け皿規定の意義と課題―」との表題のもと、ご報告をいただきます。それでは上野先生、よろしくをお願いいたします。